# **TENKI**

### Vol. 5, No. 2

## 日本気象学会第10期役員 選 举 告 示

現在の役員は、昭和33年5月で、2年の任期が満了となりますので、定款に従い、次の要領で次期役員の選挙を行います。

#### 1. 選出する役員

常任理事 13名

地方理事

7名(北海道地区,東北地区,九州 地区は各1名,関東地区,関

西地区は各2名)

監 事 2名

#### 2. 立候補および候補者推薦の届出

イ. 候補者の資格

昭和33年3月1日現在の通常会員

口. 届出方法

自ら立候補する者は、候補者住所氏名、生年月日,所属機関,種類別(常任理事,地方理事,監事の別)を記入捺印の上,また候補者を推薦する者は,上記各項を明記した推薦状に候補者の承諾書を添え,期日内に選挙管理委員会に到着するよう届出ること。郵送するときは,封筒の表に,「立候補届」または「候補者推薦届」と朱書すること。

ハ. 届出締切

昭和33年3月31日までに選挙管理委員会に必 着のこと。

二. 宛 名

東京都千代田区大手町 気象庁測器課気付日本気象学会選挙管理委員会。

ホ. 候補者の資格審査

選挙管理委員会は前項に従って届出された立 候補者および推薦候補者の資格審査を昭和33年 4月1日に行います。

#### 3. 投 票

イ. 有権者資格

昭和33年3月1日現在の通常会員

ロ. 候補者名簿および投票用紙

昭和33年4月下旬にこれらを送付しますから 4月末日までに到着しないときには,直ちに選 挙管理委員会に申し出て下さい。

ハ. 投票期日および場所

投票用紙を受けとつた日から,昭和33年5月 17日までに選挙管理委員会に到着のこと。ただ し,日本気象学会年会開催中は会場でも投票で きます。

#### 二. 投票方法

常任理事,地方理事,監事別に連記無記名文書投票(方法の詳細は投票用紙と共に送ります)

#### 4. 開票および結果の告示

イ. 開票期日 昭和33年5月19日

開票は気象庁内で行います。会員はこの開票 に立会うことができます。

ロ. 開票結果の告示

開票の結果は当日発表し、かつ、天気6月号 に公示します。

昭和33年2月25日

東京都千代田区大手町1の7 気象庁測器課内 日本気象学会選挙管理委員会

### 【付記】定款細則の役員選挙に関する条項の抜萃

細則第3章

第六条 理事および監事の選挙は次の方法による。

1. 常任理事は、東京都およびその近県在住の通常会 員の中から13名を、全国の通常会員が選挙する。 地方理事は、各地区毎に定められた定数だけ、各

地区の通常会員が選挙する。

各地区の地方理事の定数は,各地区の会員数に応じ,次のとおりとする。

北海道地区(北海道) ......1名 東北地区(宮城,岩手,青森,秋田,山形,福島 の各県) .....1名

関東地区(東京都,神奈川,千葉, 茨城,埼玉, 群馬,栃木,新潟,富山,石川,福井,長野, 山梨,静岡,愛知,岐阜,三重の各県)…2名 関西地区(大阪府,京都府,滋賀,和歌山,奈良,

九州地区(山口,福岡,佐賀,長崎,大分,熊本宮崎,鹿児島の各県)…………1名

- 2. 監事は通常会員の中から2名互選される。
- 3. 通常会員は、理事および監事に立候補することができる。
- 4. 他の通常会員によって書面により理事および監事 に推薦され、かつそれを承認した通常会員は推薦候 補となることができる。
- 5. 理事および監事は,立候補者および推薦候補者以 外の通常会員からも選挙される。
- 6. 理事および監事の選挙は、それぞれ種類別に連記 する無記名文書投票とする。
- 註 通常会員とは、A会員(会費年額 1080円を納め、 天気または集誌の配布を受ける者),B会員(会費年額 2040円を納め、天気および集誌の配布を受ける者)を 総称したものです。